

# 司法の現場での犯罪被害者等支援

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・弁護士 三輪 佳久

## I. はじめに — 十年一昔 —

犯罪被害者等支援活動のこれまでの歩み及びその成果は、“十年一昔”といえるほどその充実・進歩には目を見張るものがある。

それに伴い刑事司法手続の改革も驚くほどのスピードで行われたのであった。

1998（平成10）年に犯罪被害者等支援活動の総本山とも言える全国被害者支援ネットワークが設立された。その後全国各地に被害者支援センターが相次いで設立され、今日では全国47都道府県に被害者支援センターが設立され、各センターで相談、支援活動が日夜行なわれているのである。

本稿では刑事司法の場における犯罪被害者等支援について述べる。

## II. 犯罪被害者等支援制度の発展

### 1 犯罪被害者等の暗黒時代

犯罪被害者等は“犯罪被害にあうと、その日を境に生活が一変する。突然、真っ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの。日常生活もまともに送れなくなる日々が長い暗いトンネルのように続いていく。”という状況に巻き込まれていくが、昭和時代の法廷では、犯罪被害者等は刑事手続上犯罪成立の構成要件の1つという存在でしかなかった。犯罪被害者等の法廷での供述も犯罪構成要件の認定のためであり、犯罪被害者等が被害を受けてからの状況や犯人への感情を述べることはなかったのである。

被害者の遺族や被害者本人が、被告人に対する素直な気持ちや被害感情を法廷で述べたとする事例はほとんどなかった。

ある日突然一方的に理不尽な犯罪の被害者となり、心に深い傷を負いながら加害者を絶対に許せないものとする自分自身を、何と未成熟で野蛮な人間だと貶めざる得ない立場に追いつめられ、しかもそのような悲痛な状況を打ち明ける場もなかったのである。

当時の状況は、犯罪被害者の存在意義は刑事手続上犯罪成立の要件の一つであるということだけで、「喜怒哀楽の感情を持った生身の人間」である犯罪被害者という人間像はなく、人間として忘れ去られていたのであった。そして刑事手続に携わっていた関係者も、それが当たり前であり特に疑問を持つようなこともなかったのである。

このように、犯罪被害者等を取り巻く環境は、想像を絶する「暗黒時代」だった。

## 2 犯罪被害者等支援の発展の契機

民間での犯罪被害者等支援活動が活発になることに触発され、比例して刑事司法手続でも、犯罪被害者等を単なる証拠方法ではなく当事者として手続に加わりたいという要望も盛んになり、司法にもその働きが伝わった。そして、古き伝統から離れ、ついに2000（平成12）年5月にいわゆる「犯罪被害者保護二法」（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」および「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）が成立した。

これらによって、性犯罪の告訴期間の撤廃、証人への付き添い、ビデオリンク方式等、公判手続傍聴の便宜、訴訟記録の閲覧・謄写等が定められたのであった。

## 3 犯罪被害者等制度発展の経過

2004（平成16）年に犯罪被害者等支援のマグナ・カルタとも言うべき「犯罪被害者等基本法」が制定された。この法律の施行を受けて、2007（平成19）年に上記二法が改正され、刑事司法制度の転換点となった。

改正の要点は、第1に犯罪被害者等の参加制度の創設、第2に犯罪被害者等の氏名等の情報の保護、第3に刑事訴訟手続を利用した損害賠償制度の創設、第4に公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大であった。

それまでは、バーの外で単に黙って法廷での手続を傍聴するだけであった犯罪被害者が、バーの内で手続に参加できるようになったのである。

その後も、2010（平成22）年、2016（平成28）年と次々に改正されていった。

## Ⅲ. 犯罪被害者等支援制度

このように、わずか10年程度の間、犯罪被害者等支援組織の粘り強い運動と世論によって、司法は怒濤の如く、従前の制度を改正していったのである。

以下、その内容について述べる。

### 1 犯罪被害者等の地位

(1) 刑事手続上、犯罪成立の一要件に過ぎなかった犯罪被害者等は、血の通った一人の生身の人間として扱われるようになったのである。

2000年成立の保護二法により、心情意見陳述、証人の負担軽減措置が定められたが、それだけでは犯罪被害者等が事件の当事者として扱われていないとの批判が各方面から強く出されていた。

その間、2004（平成16）年に犯罪被害者等支援の基本法である「犯罪被害者等基本法」が制定された。その法案は、当初「犯罪被害者等支援の実現」等の「支援」という用語が用いられていた。しかし、犯罪被害者等支援の団体は、犯罪被害者等は単なる「支援」の対象ではなく、生身の人間であり、当事者としての正当な「権利」なのだとして強く主張し最終的に成立した条文では「1条（目的）この法律は、……もって犯罪被害者等の

権利利益の保護を図ることを目的とする。」「3条（基本理念）①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。」と規定されたのである。この法律の立法趣旨として、「犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、(省略)今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」と高らかに宣言されたのであった。

- (2) そして、2007（平成19）年に、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度「被害者参加制度」を導入する刑事訴訟法改正が行われた。

さらに、被害者参加制度に実効性を持たせるために、2008（平成20）年に被害者参加人のために国選弁護制度が設けられている。そのための費用についても、原則として、被害者参加人が償還する必要はない。

また、犯罪被害者等の経済的負担を軽くするため、公判廷に出廷した犯罪被害者等に対し日本司法支援センターが旅費を負担する制度も2013（平成25）年に設けられた。実際、ネットワークで行われている犯罪被害者等のための緊急支援金制度の支給事由に、法廷に出廷するための旅費（家族が就職あるいは入学で、実家を離れ生活していた東京で犯罪に巻き込まれたケース等）の申請が以前はほとんどなかったが、被害者参加制度設立後は相当数を占めている。

実際に被害者参加が行なわれている件数について、司法統計年報（令和元年版）によると、第一審事件で全国での被害者参加を許可された件数は1466件であった。

- (3) 被害者参加人はただ黙って、法廷でのやり取りをバーの中で聞くだけのためにその地位を認められたものではなかった。既に2000（平成12）年に心情を中心とする意見の陳述（292条の2）が認められていたが、それは心情を中心とする意見の陳述であり、犯罪事実の成否や法律適用については認められていなかった。そこで、2007年の改正で事実と法律の適用に関する犯罪被害者等の意見の陳述（316条の38）が認められ、同時に、証人や被告人に対する尋問、質問（316条の36、37）が制限された範囲であるが認められた。

そこで、ようやく認められた被害者参加人の権限を実際にどの程度行使しているのかを上記の資料（令和元年版）でみると、

|               |       |
|---------------|-------|
| 証人尋問をした事例     | 204件  |
| 被告人質問をした事例    | 623件  |
| 事実等の意見陳述をした事例 | 723件  |
| 心情等の意見陳述をした事例 | 1059件 |

であった。これらの数字からは、被害者参加人は与えられた権利を広く充分に行使していることがうかがえる。このことを逆に言えば、犯罪被害者等の地位が認められる前の刑事法廷が、いかに犯罪被害者等が不在で犯罪被害者等の立場を無視していたことがわかるであろう。

- (4) 2004（平成16）年に刑事司法の最大の改正である一般市民が裁判に加わる裁判員制度が設けられ、刑事司法の法廷の風景が、犯罪被害者等が被害者参加人として登場したことと

相俟って一変してしまった。

「裁判では、被害者参加制度を利用して意見陳述をしたいと考えている。“こんな思いは誰にもさせたくない。二度と同じ事件が起きないための裁判にしてほしい”」（京都アニメーション事件の被害者の父親。読売新聞令和2・12・17）

なお、裁判員裁判で刺激の強い遺体の写真等は裁判に出さないという現在の取扱いに疑問を呈する被害者もいる。“被害者は亡くなって何も言えない。そんな状況の中で、遺体写真は唯一、被害者本人が主張できる機会なのに、それすら認められない。被害者の視点が抜け落ちている”と。

- (5) 犯罪被害者等が、裁判の内容を知りたい、心情・事実について意見を述べたい、そのためには裁判記録の閲覧・謄写が必要だという気持ちを持つのは犯罪被害者等として当然であり、保護法でこれらが認められた。当初は「正当な理由がある場合であって・・・相当と認められる・・・できる。」として「正当な理由」が必要とされていたが、2007（平成19）年の改正で「相当でない」と認める場合を除き」とされて、原則として閲覧・謄写を認める扱いになっている。

## 2 犯罪被害者等の保護

### (1) 犯罪被害者等給付金

昭和49年の三菱重工爆破事件の大惨事に対し、何の救済も受けない犯罪被害者等の惨状がマスコミ等で広く報道され世論も高まり、昭和55年「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された。その内容は、いわば最低限の補償を認めたもので、「涙金程度のもの」という批判もあった。

その後順次改正されて、補償の内容も充実されつつある現状である。

国外犯罪により被害を受けた被害者（特にテロの被害者）に対しては、法は適用外であるが、2016（平成28）年に「国外犯罪被害弔慰金の支給等に関する法律」が制定され支給が認められるようになっている。また親族間犯罪に対する支給制限についても、その例外となる範囲を広げている。

現在の犯罪被害者等給付金の金額は、遺族給付金は「2964.5万円内」、障害給付金は「3974.4万円内」までが認められている。ようやく、やっと自賠責保険の金額と同じ水準になっている。

なお、蛇足になるが、「法律5条の“事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（内縁関係を想定した規定）に同性パートナーは含まれるかの議論で、最近否定した裁判例が出された（名古屋地裁判決。令和2.6.4）。

### (2) 裁判手続での犯罪被害者等の保護制度

#### ・公判手続の傍聴（保護法2条）

裁判傍聴の確保は、特に社会的反響の大きい事件では、犯罪被害者等の支援者として大変苦労した手続であった。朝早くから多人数で並び、何とか傍聴券取得となっても必要枚数に足りず、付添いの支援者と別々になるということもあった。

この手続ができて、裁判所も犯罪被害者等支援に理解し、付添い支援者の傍聴も配慮されるようになった。大変有益な制度である。

なお、この制度については、刑法学者の「司法情報公開研究会」という組織から次のような批判が出ている。「知的障害者施設での45人が殺傷された事件で、84席の傍聴席のうち34席を遺族らに割り当て、一般席との間をついたてで遮った。このような傍聴席の制度は国民の傍聴の機会を著しく奪う」として、被害者保護は重要としつつ、裁判公開の重要性を認識してもらうため裁判官と裁判所職員に研修を実施するよう請願書を最高裁判所に送った。江川紹子氏は「裁判公開の原則は憲法で保障されているのに後回しにされている。これを前倒しにしてはいけない」と話した（河北新報 令和2.5.20）。

#### ・犯罪被害者等の氏名等の情報保護

どこの誰が当該事件の被害者であるかについて、特に性犯罪の被害者、中でも被害者が小児の場合の両親が、名誉、プライバシーの侵害、社会の好奇の目等に対する恐怖心に近い感情を持っている。この点を配慮し、2007年の改正で犯罪被害者等特定事項の秘匿が認められた（290条の2）。

これについては、従前も法廷で氏名等を秘匿してほしいという要望が被害者からあった場合や、事案の性質上被害者の氏名等を秘匿するのが適切と検察官が判断した場合に、検察官が弁護人や裁判所に被害者の氏名を明らかにしないことについての同意、協力を求め、同意が得られた場合には、単に「被害者」と述べたり仮名を用いたりする運用が実務上行われてきた。この方法は、あくまでも関係者の同意が必要であったため、常にこれを行うという扱いではなかった。これを裁判所の判断で行えるようにしたものである。

この保護の範囲は、起訴状の朗読や証人尋問、陳述、証拠の閲覧にも及んでいる。（さらに最近では、起訴状、逮捕状においても性犯罪被害者等の氏名を秘匿できるとする方法が法制審議会に諮問された。現在行われている方法は主に法廷での傍聴人に向けた措置であるが、これを刑事訴訟手続においても行おうとするものである。）

なお、既述した刑法学者らの批判の中でも、被害者の大半を匿名にして匿名審理したのは過剰だと批判している。

#### ・証人の保護措置

証人が公開の法廷で衆人環視の中で証言することは、「被告人の面前での証言には、圧迫を受け精神の平穏を害されるおそれ」や「不安又は緊張が著しい状態になってしまう」ことがあるため、①証人に付添人を付き添わせることが可能となり（157条の4）、②被告人の面前で証言する際に、証人と被告人との間に遮へい措置とることが可能となり（157条の5）、③さらに証人を別室で証言できる「ビデオリンク方式」もとることが可能になった（157条の6）。なお、これらの措置は、心情等の意見陳述でも適用される（292条の2第6項）。

犯罪被害者等が、特に性犯罪の被害者の被告人に対する恐怖心の深刻さは、想像を絶するものがある。実際に、単なるセクハラ事案での裁判で、事前の打合せで、遮へい措置をとり相手と顔を合わせないことを説明し、証人出廷を了解していた被害者が、当日待合せ

の場所に来たが、顔色が真っ青で目もうつろでガタガタ震えており、とても証言できる状態ではなかった。必死に説得して説明してなんとか無事に証言を行うことができたこともあった。

#### IV. 刑事法廷への影響

##### 1 量刑の変化

昭和の時代に刑事裁判を担当した者の率直な感想は、量刑の変化、特に殺人、交通致死事件での量刑が非常に重くなったことである。また性犯罪の量刑も大変重くなったのである。新法の制定、裁判員裁判制度の創設、被害者の裁判への参加と意見陳述等が少なからず影響しているのかもしれない。

##### 2 新法の制定

交通事故に対する刑罰規定は平成に入ってから大きく改正され、独立した「自動車運転死傷処罰法」(2013(平成25)年)となっている。

法学部で法律を学んだ法曹関係者の認識として、刑法の講義で徹底的に教えられた「責任主義」、刑法の「38条、罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りではない。」という規定の定めが前提となっている。それ故、殺人罪(197条)と過失致死罪(210、211条)の量刑の差(懲役5年以上と罰金)は当然のことと認識していた。犯罪被害者等の犯罪や被告人に対する被害感情も同様ではないかと思っていたのである。

ところがそれは間違いで、犯罪被害者等の被害感情は、両者は同様、あるいは交通犯の方がはるかに厳しいという事例が多いのである。殺人では、故意犯であるので犯人の殺害に至る理由、経緯があり、通り魔殺人を除き犯人像はイメージできるが、交通犯の場合は、「朝「行ってきます」と元気に家を出たおとうさんが夕方冷たくなって帰ってきた」のように犯人像は浮かんでこないのが、なぜこんなことになったのが皆目不明の状態であるため「なんで〇〇がこんな状態になるんだ!」という怒りがより強いのもかもしれない。

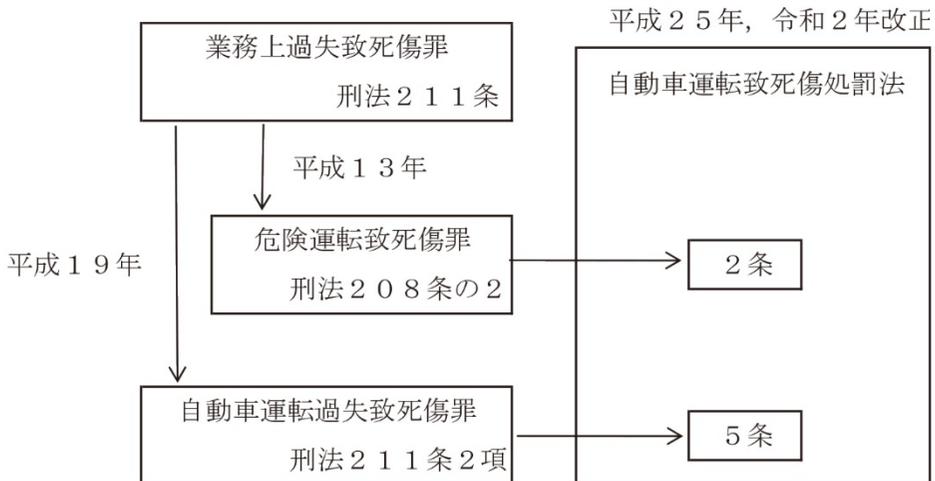
このような刑法の過失致死罪の規定が殺人に比べ余りに低いことに被害者遺族は到底納得できず、業務上過失致死罪の判決の結果(実刑は少なく、大半は執行猶予付)に対し、「なぜ人を死なせておいて、こんな軽い刑はおかしい」と不満を言う被害者遺族がほとんどであった。これに対して「故意犯ではなく過失犯だから、このような刑になるのは法律上やむを得ない」という法曹関係者の認識を伝えても、到底納得できなかったのである。

同じ頃、飲酒運転により死亡者多数という過失というよりも故意に近い悲惨な事故が相次いで発生し、量刑が低すぎるといふ世論の声もあり、犯罪被害者等支援団体が全国でねばり強く運動して、2013(平成25)年に新たな処罰法「自動車運転致死傷処罰法」が制定されたのである。

刑罰法規の制定の経緯をみても、例えば、ハイジャック発生による「航空機の強取等の処罰に関する法律」(昭和45年)、ピッキング盗に対処するための「特殊開錠用具の所持の禁止

等に関する法律」(平成15年)等で、新しい犯罪形態に対応する刑罰法規が不十分であることが新法制定の理由と解されるが、本件のように法律制定に犯罪被害者等の声とそれに呼応した国民の処罰感情が重要な役割だったケースはほとんどなかったと言ってよからう。

本法の制定の経緯を図式すると次のとおりである。



### 3 性犯罪への対応

- (1) 性犯罪の被害者の受ける「魂の殺人」「人格の破壊」等の身体傷害よりも重い病状を残すすさまじい被害について、世間一般では女性も含めてほとんど知られていなかったというのが、これまでの状況であろう。裁判員裁判が始まり、被害者が参加人として出廷し、その意見陳述あるいは証人尋問で勇気ある被害者によってその内容が明らかになってきている現状である。

教師による性犯罪の被害者の中学生女子は“先生という人は尊敬できて大好きだったのに、もう信用できない。ただのおっさんです。”と勇気を振り絞って「法廷で裁判官の目を見て、自分がされたこと、苦しみを自分の言葉で話した。」(読売新聞2021.1.31)

- (2) ネットワークが行っている犯罪被害者等電話サポートセンターや犯罪被害者支援センターで行っている犯罪被害者の相談業務でも罪種別相談件数をみると、性犯罪が最も多くなっている。
- (3) 2017(平成29)年 性犯罪の法定刑が実態に合うように大きく変更された。強制性交等(強姦)の法定刑も、従前の2年→3年から強盗罪と同様の5年以上に引き上げられた。

そして、被害者の心理的負担となり苦しめていた親告罪も削除となった。

告訴した被害者が直面するのは、公訴提起前の短い期間に犯人からの執拗なまでの告訴の取下げと示談の申し入れに対する対応である。絶対に許すことのできない犯人に対し、示談を断れば、恨んだ犯人からまた襲われるのではないかと脅え、公の法廷で証人として出廷を求められたら耐えられないと悩み、反対に示談に応じ告訴を取下げれば犯人は何の処罰も受けず、また今後出会うかもしれないと悩むという、二者択一の選択を求められる、

いわば二次的被害を受けてしまうのであった。

このような親告罪の規定が先進諸外国と同様に削除になったのである。

#### 4 公訴時効の一部除外

2010（平成22）年の改正で、殺人罪等の人を死亡させた罪で死刑にあたる罪について、公訴時効の対象から除外された。

この改正も、犯罪被害者等支援団体からの見直しの声がかきかけとなり行われたものである。時効制度の説明で用いられていた時間の経過により処罰感情の希薄化という説明は、犯罪被害者等の認識とは異なり、犯罪被害者がこのような認識を持つことはない。

犯罪被害者等は、2つの異なる時間感覚で日常生活を送っているのである。

一つは、事件の時の感覚は、時を刻まずに事件の時の状態で止まったままである。それ故、被害者の使っていた部屋、洋服等を事件当時の状態のまま、片付けることもできずにそのまま保たれているのである。再体験、フラッシュバックという現象も度々起こることがある。

もう一つは、現在の日常生活を営みながら時を刻んでいるのである。

犯罪被害者等はこのような2つの異なった感覚と共に生活を営んでおり、「時間経過によって処罰感情が希薄化する」という認識を持つことはないのである。

#### 5 少年法の改正について

- (1) 少年（20歳未満の者）に対する刑事手続を定めた少年法の目的について1条で「この法律は・・・少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに・・・目的とする」としてあり、刑事裁判に相当する審判については22条で「審判は懇切を旨として、なごやかにこれを行わなければならない。」と定められていた。

このような規定は、少年は成人と異なり「可塑性」に富み、矯正可能であるから、「処罰」ではなく「保護」「更生」が少年の手続の中心という考えによるものである。少年は「処罰」の対象ではなく「保護」の対象であった。

- (2) このような少年法による少年の手続に対し、犯罪被害者等からは根本的に少年の刑事手続に疑問、批判が多かったのである。

審判手続は非公開で、犯罪被害者側には何の情報もなく全く関与できず、検察官も関与できなかつたので、少年側の言い分だけで審判で判断されていたのである。少年保護事件は非公開であることから、被害者は、少年の名前も容易に知ることができず、どのような事件であったか、少年にはどのような処分がなされたかも知らされなかつたのである。「なごやかにおこなわれる」審判手続で少年は甘やかされているのではないかという不満疑問が多く語られていた。少年ばかり目が向けられ、犯罪被害者の心情・意思についての配慮はほとんどなされていない状況であった。

このように加害者が20歳以上か未満かで被害者保護に差があることは、被害者にとっては到底納得できないものである。このような少年事件の被害者の不満・疑問は無視できな

いものであった。

(3) そして、2000（平成12）年5月に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、これを契機に少年法も同様に犯罪者被害者等支援団体の意見、要望を踏まえて、2000（平成12）年11月に少年法の改正が成立した。さらに、2008（平成20）年6月にも改正が行われている。

(4) その内容の第1は、記録の閲覧・謄写が認められた（5条の2）。

当初は、「正当な理由」がある場合に限り認められていたが、2008年の改正で原則として記録の閲覧・謄写が認められるようになった。少年事件の「開かずの扉」がようやく開けられたのである。

(5) 被害者の意見の聴取（9条の2）

それまでは被害者不在の審判手続で、被害者の生の声や意向が審判に反映されることがほとんどなかったが、刑事訴訟法292条の2の心情その他の意見陳述と同様の規定が作られた。

(6) 審判の傍聴（22条の4）

2008年の改正で非公開であった審判の手続を被害者等は自らの目で確認できるようになった。ただし、対象となる事件は限定されている。

(7) 家庭裁判所から被害者等への説明（22条の6）と通知（31条の2）

2008年の改正で、一定の事件について、被害者等は裁判所に審判の状況を説明するよう求めることが可能になり、又、少年の氏名、住居、審判の主文、理由の要旨を通知するよう申し出ることが可能になった。

(8) 審判手続の実体についても、事実認定手続を一層適正化するために、検察官も関与するようになり、22条の条文も「審判は、懇切を旨とし、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について反省を促すものとしなければならない。」と文言を追加した。

(9) 刑法で14歳以上であれば刑事責任能力があるとされているが（刑法41条）、少年法では16歳未満の者は検察官に送致できないとされており、（20条但し書き）、14歳 15歳の年少についてはおよそ刑事処分を科すことはできないとされていた。少年の規範意識を育て、社会生活における責任を自覚させる必要があるとして、この点を改正して、刑事処分が可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げられた。

(10) なお、さらに最近では、民法で成人年齢を20歳から18歳に引き下げるのに伴い少年法の少年の定義を民法同様に20歳から18歳に引き下げるかどうかについて、年齢はそのまま引き下げないが、18歳、19歳については「特定少年」として17歳以下と区別した。そして、家裁が検察官に逆送する事件について、従来より広く「死刑、無期、懲役または禁固1年以上の犯罪」に拡大し、強盗、放火、強制性交等も対象になった。

氏名や顔写真等の報道も起訴後であれば解禁された。また「不定期刑」も適用されなくなった（2021年5月21日 改正法成立）。